

第4章 安全・安心で快適な環境づくり

2-4-1 大気環境の保全

2-4-1-1 広域的汚染への対策の推進

現状・施策

(1) アジアの環境問題への貢献プロジェクト 【環境政策課】

平成23年9月に長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で締結した「環境技術交流に関する協定」に基づき、平成25年度から、環境関係の技術者2人ずつを、相互に派遣して、両地域の環境に関する課題やその解決に向けた対応策について情報交換を行っています。平成29年度は環境教育、廃棄物処理、水質・大気モニタリング、生物多様性保全等について交流事業を行いました。

(2) 日韓海峡沿岸環境技術交流会議 【環境政策課】

九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県と韓国南岸1市3道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）による「日韓海峡沿岸環境技術交流会議」での合意に基づき、日韓両地域での環境問題や環境行政施策等に関する共同事業を実施しています。平成29年度は、「大気中の揮発性有機化合物調査」を実施し、結果を報告書として公表しました。

(3) 大気常時測定結果 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気測定局42局（長崎県11局、長崎市4局、佐世保市5局及び企業所管局22局）、自動車排出ガス測定局4局（長崎市2局、佐世保市2局）、気象測定局1局（企業所管局）の計47測定局において大気汚染状況の常時監視を実施しました。平成29年度の測定結果は次のとおりでした。

二酸化硫黄（SO₂）

38測定局（自動車排出ガス測定局1局を含む。）で測定を行い、短期的評価及び長期的評価ともに全ての測定局において環境基準を達成し、平成11年度から19年連続して全ての測定局で環境基準を達成しています。

浮遊粒子状物質（SPM）

42測定局（自動車排出ガス測定局3局を含む。）で測定を行い、短期的評価で40局、長期的評価で全ての測定局において環境基準を達成しています。

二酸化窒素（NO₂）

41測定局（自動車排出ガス測定局4局を含む。）で測定を行い、全ての測定局において環境基準を達成し、平成17年度から13年連続して全ての測定局で環境基準を達成しています。

光化学オキシダント（Ox）

30測定局（一般環境大気測定局30局）で測定を行い、全ての測定局で環境基準を超過し、超過日数は39～118日でした。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

18測定局（自動車排出ガス測定局1局を含む）で測定を行い、16局で環境基準を達成しています。

2局で環境基準を達成できなかった理由としては、測定地域周辺などでの発生のほか大陸からの大気汚染物質の移流が要因と考えられます。なお、測定開始以降、度々高濃度のPM_{2.5}が観測されています。

(4) 大気汚染緊急時対策 【地域環境課】

PM_{2.5}や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は住民等に向けて注意喚起等を行っています。平成29年度は光化学オキシダントの注意報発令はありませんでしたが、PM_{2.5}の注意喚起を、壱岐地区において平成30年3月25日に1回行いました。

また、松浦市には2電力企業の大型の石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

(5) 有害大気汚染物質調査 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について6地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質(ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン)は環境基準を下回り、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は平成28年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

(6) 酸性雨モニタリング調査 【地域環境課】

長崎市、諫早市の地点において採取した降雨について、pH(水素イオン濃度)の調査を実施しました。平成29年度は2地点のpHの年平均値は4.77～5.00の範囲にあり、環境省が全国23地点で実施した平成28年度の全国の酸性雨対策調査結果の年平均値(4.69～5.21)と比較して同等の濃度レベルでした。

課題

- 大気環境中の環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握する必要があります。
- 人の健康に影響が予想される場合など緊急時には住民への周知が必要です。また、PM_{2.5}は人体への健康被害に関する知見がまだ少ないのが現状です。
- 酸性雨の原因物質は、自動車、ゴミの焼却、重油や石炭を燃やして発電する火力発電所等から発生します。酸性雨の発生を防ぐには私たち一人一人が資源やエネルギーの無駄使いをなくすことが重要です。

2-4-1-2 発生源対策の推進

現状・施策

(1) 発生源の現況 【地域環境課】

固定発生源

大気汚染防止法では、ばい煙や粉じんを多く発生し大気を汚染するおそれのある一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」及び「粉じん発生施設」として、設置や構造の変更等に際し届出を義務付け、ばい煙の排出量や一般粉じん発生施設の管理について規制しています。平成29年度末における届出施設数は、ばい煙発生施設が1,683施設で、一般粉じん発生施設は970施設です。

(2) 大気環境保全対策 【地域環境課】

固定発生源対策

大気汚染防止法に基づき、工場・事業場のばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設への立入検査等を実施し、届出内容の確認や維持管理の指導等を行っています。平成29年度は、ばい煙発生施設758施設、一般粉じん発生施設1,545施設、計2,303施設に立入検査を実施したところ、11件の違反を確認し改善を指導しました。また、ばい煙発生施設の7工場・事業場で排ガスを測定したところ、全ての施設で基準超過はありませんでした。

なお、本県には固定発生源である大型の火力発電所が3か所に立地していますが、事業者及び地元市町、県とで環境保全協定を締結し、硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじんについて排出基準よりも更に厳しい協定値を設定するとともに、各発電所の周辺には、硫黄酸化物及び窒素酸化物濃度等の自動測定機が設置され、本県のテレメータシステムで常時監視を行っています。

（3）自動車排出ガス測定結果 【地域環境課】

自動車排出ガスの寄与が大きい二酸化窒素と一酸化炭素について、4か所（一酸化炭素は3か所）の自動車排出ガス測定局で継続して測定を行っています。平成29年度は全ての測定局で環境基準を達成しています。

（4）公共交通機関の利用促進（再掲） 【環境政策課、新幹線・総合交通対策課】

ながさき環境県民会議と合同で、12月に県下一斉ノーマイカー＆エコドライブウィークを実施しており、平成29年度は、413社（者）、約37,500人が参加し、約70tの二酸化炭素排出量削減効果が得られました。

また、長崎都市圏において、ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のためラジオによる広報等により、マイカー自粛、公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みました。

（5）環境に配慮したまちづくり（再掲） 【都市政策課】

鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため、道路交通の円滑化が図られ、一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで、二酸化炭素の発生量が削減されます。

JR長崎本線連続立体交差事業

・解消する踏切の数 4か所（長崎市松山町～尾上町）

課題

- 大気環境基準の維持達成に向けた工場・事業場からのばい煙等の排出抑制や、有害大気汚染物質の使用実態及び排出状況等の把握並びに削減対策等を啓発する必要があります。
- マイカー自粛、公共交通機関に乗り換えるパーク・アンド・ライドや通勤シャトルバスの運行などの普及のため啓発する必要があります。

2-4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進

（1）騒音対策 【地域環境課】

環境騒音

平成29年度は、環境監視のため、5市2町において158地点で環境騒音定点調査を行っています。その結果、基準適合地点は昼間帯で146地点、夜間帯で143地点、全時間帯で136地点でした。

自動車騒音

- 自動車騒音（環境基準関係）

平成29年度は、県内3区間について面的評価を行った結果、昼間・夜間とも環境基準を下回ったのは95.7%でした。

- 自動車騒音（要請限度関係）

平成29年度は、県内9市2町の主要幹線道路を中心とした61地点で、要請限度の騒音測定調査を実施しました。その結果、1地点が夜間のみ超過していました。

航空機騒音

長崎空港周辺には、本土側の大村飛行場（旧A滑走路）と海上の民間の航空機が発着する長崎空港（旧B滑走路）の2本の滑走路があり、長崎空港の騒音影響については10地点、大村飛行場の騒音影響については6地点で、航空機騒音の調査を実施しています。平成29年度は、長崎空港の騒音影響について測定する全ての地点で環境基準を下回っていましたが、大村飛行場に係る測定地点では3地点で環境基準を超過しました。

（2）振動対策 【地域環境課】

生活環境の保全と健康の保護を目的として主要幹線道路の交通振動について調査を行っています。平成29年度は4市において30地点で調査を実施しましたが、要請限度の超過はありませんでした。

（3）悪臭対策 【地域環境課】

悪臭防止法では、工場その他の事業場から発生する悪臭の規制について、アンモニアや硫化水素など悪臭防止法に定める22物質の濃度に着目した「物質濃度規制」と、人の嗅覚を利用してにおいの強さを総合的に評価する「臭気指数規制」があります。「臭気指数規制」は、平成16年4月1日から時津町で、平成16年10月1日から大村市で導入されています。

課題

- マイカー自粛、公共交通機関の利用促進について、引き続き啓発する必要があります。
- 商業施設等の進出に伴い交通渋滞が日常化する地区が発生しています。
- 悪臭対策については、単一物質ではなく複数の物質が混った複合臭気に対応するため、市町では人の嗅覚測定を用いた「臭気指数規制」の導入など、地域の実情に応じて対応する体制を整備する必要があります。

2-4-2 水環境の保全

2-4-2-1 海域・河川・湖沼・地下水の水質保全、改善対策の推進

現状・施策

（1）海域、河川、湖沼等の水質保全対策 【地域環境課】

公共用水域の水質監視状況

県は、水質汚濁防止法に基づき、毎年度測定計画を作成し、公共用水域及び地下水の水質の汚濁状況について、長崎市及び佐世保市等の関係機関とともに常時監視を実施しています。

公共用水域については、県内の主要河川・湖沼及び海域で健康項目（27項目、172測定地点（河川75地点、湖沼2地点、海域95地点））及び生活環境項目（河川5項目・湖沼6項目・海域7項目、71水域136の環境基準点（河川56水域58地点、湖沼1水域2地点、海域14水域76地点））の調査を実施しました。

平成29年度は、健康項目については河川の1地点で環境基準を超過しました。生活環境項目については、有機汚濁の代表的な水質指標であるBOD又はCODについて、河川（BOD）の56水域中52水域で達成し、湖沼（COD）1水域は未達成、海域（COD）の14水域76地点中66地点で達成しました。

地下水

環境基準項目について、長崎市及び佐世保市とともに地下水の調査を実施しています。平成29年度は県内89地点（概況調査30地点、汚染井戸周辺地区調査23地点、継続監視調査36地点）において水質測定を実施しました。その結果、概況調査は全30地点で達成し、汚染井戸周辺地区調査は23地点中22地点、継続監視調査は36地点中17地点で環境基準を達成しました。

海水浴場の調査

県下の主要な20海水浴場で、開設前と開設中の2回、ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD、透明度などを調査しています。平成29年度の調査では、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

（2）大村湾水質保全対策 【地域環境課】

県本土の中央部に位置し、古くから多くの人々に親しまれている大村湾については、平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全・活性化行動計画」に基づき、4つの基本的な方向性に沿った事業を関係機関が展開することにより、生物多様性を高め、自律的な環境修復能力の向上と持続的な活用が可能な生産性が高い“宝の海”の実現をめざしており、継続した水質保全対策を進めています。

平成29年度は、下水道整備や浄化槽設置等に加え、再生砂による浅場造成などの事業を行いました。

(3) 諫早湾干拓調整池の水質保全対策 【地域環境課】

諫早湾干拓調整池については、平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画（第2期行動計画）」に基づき、調整池の恒久的な水質保全を図るとともに、新しく生じている水辺環境や生態系を住民とともに守り育み、自然豊かな水辺空間づくりを推進しています。

平成29年度は、調整池流域の水質調査をはじめ、流域自治体が行う生活排水対策への助成、環境学習等の事業を行いました。

(4) 諫早湾周辺地域での環境保全型農業の推進 【農業経営課、諫早湾干拓課】

「第2期行動計画」に基づき、土づくりを重視した栽培や減化学肥料、減化学農薬栽培など環境負荷を軽減する環境保全型農業を推進しています。具体的には、表土や肥料養分等の流出を防止するカバークロップの推進や化学肥料及び化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組にあわせて地球温暖化防止や生物多様性保全に効果のある取組を行う個々の農業者に対する支援（環境保全型農業直接支払交付金）、有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等に取り組みしました。

・平成29年度実績

カバークロップ導入面積（諫早湾干拓調整池流域畑地）	174ha
環境保全型農業直接支払交付金面積（平成諫早湾干拓地及び諫早湾干拓調整池周辺農地）	987ha

(5) 島原半島地域地下水汚染対策 【地域環境課、農業経営課、畜産課】

島原半島では、地下水の硝酸性窒素・亜硝酸性窒素濃度の環境基準（10mg/L）超過率が、県内の他地域に比べて高い傾向にあります。このため、「島原半島窒素負荷低減計画（改訂版）」により硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するため、特別栽培やカバークロップ植栽等環境保全型農業の推進、半島内の余剰堆肥の域外への流通促進など総合的な対策を講じています。

・平成29年度実績

堆肥ヘルパー組織数	延べ11組織（島原半島）
-----------	--------------

(6) 漁場環境の改善（再掲） 【漁港漁場課】

磯焼け対策の取組において、海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し、海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備しました（上五島地区 1か所 0.5ha）。

また、魚介類の産卵・生育場所であるとともに、漁場の環境保全維持機能を持つ藻場・干潟等の維持回復・拡大を図るため、藻場・干潟等の維持・管理等の環境保全活動を行う県内76組織に対し、国交付金事業を活用し支援を行いました。

(7) 赤潮被害防除技術の研究開発 【漁政課】

本県海域における有害赤潮発生件数は平成18年(暦年)以降、7～27件/年で推移しており、平成24年以降は増加傾向にあります。以上のことから総合水産試験場では、有害赤潮の多発海域や過去に大きな漁業被害が生じた海域の調査を実施し、有害赤潮の発生特性の把握・動態予測手法や有効な防除方法の検討などを行うことで、漁業被害の防止・軽減に努めています。

特に、平成29年度の取組としては、夏季に伊万里湾で発生し、約6億1千万円の被害をもたらしたカレニア赤潮について、大規模化の要因についての解析を行いました。また、過去に五島海域において養殖クロマグロ等に大きな被害を与えたコクロディニウム赤潮について、赤潮広域監視システム（自動水質監視テレメータと水質計を設置・配備して自主監視を強化）により発生初期を捉えることに成功し、粘土散布により規模拡大を抑制した結果、漁業被害を防止することができました。

課題

- 水質汚濁防止法に基づき、公共用水域の環境基準の達成状況や経年変化を継続して実施する必要があります。
- 本県は地形的に閉鎖性が強い水域が多いため、継続した生活雑排水の対策のほか、浅場の造成など自然が持っている自律的浄化能力を活用した取組が必要です。
- 諫早湾干拓調整池は、生活排水や面源系からの流入負荷と調整池内の潜在的な汚濁負荷が要因となっており、その対策にかかる事業の推進や、新たな水質浄化対策の構築が大きな課題です。
- 島原半島では、広域的に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が地下水から検出され、一部の地域では、水質の改善がみられず環境基準を超過している状況が続いていることから、対策の強化が必要です。

2-4-2-2 発生源対策の推進

現状・施策

(1) 生活排水対策の総合的推進 【地域環境課、水環境対策課】

炊事、洗濯、入浴など私たちの日常生活に伴う生活排水が近年における公共用水域の水質汚濁の大きな要因となっており、下水道整備のほか、地域の実情に応じ農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備等を行っています。平成29年度末の汚水処理人口普及率は80.2%です。

(2) 生活排水対策重点地域 【地域環境課】

諫早湾流域、有明海及び橘湾流域の生活排水対策重点地域指定を受けた市が行う生活排水対策啓発事業に技術支援、財政支援（平成29年度で終了）を行っています。重点地域の市町は、自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、下水道や浄化槽等の整備を図るとともに生活排水対策の啓発等を行っています。

(3) 汚水処理施設整備の推進 【水環境対策課、漁港漁場課】

各種汚水処理施設の有する特性や経済性を勘案した効率的かつ適正な整備を行うため、本県では、平成28年度に「長崎県汚水処理構想2017」を策定し、これに基づき整備を行っています。

- ・ 下水道事業実施市町 9市7町 （平成29年度末現在）
- ・ 農業集落排水事業実施市町 7市3町 （平成29年度末現在）
- ・ 漁業集落排水事業実施市町 9市2町 （平成29年度末現在）

(4) 浄化槽の整備 【水環境対策課】

生活雑排水による公共用水域の汚濁等に対処するため、浄化槽の設置及び整備を推進しています。

浄化槽設置整備事業（個人設置型）

浄化槽設置に対する個人への補助制度は、昭和60年度から、閉鎖性水域である大村湾流域を対象にスタートし、平成3年度からは、補助対象を県下全域に拡大しています。

- ・ 事業実施市町 13市6町（平成29年度末現在）

浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）

市町村が設置主体となって浄化槽の整備・管理を行う浄化槽市町村整備推進事業は、本県では平成14年度から事業が実施されています。平成30年度から補助制度を拡充します。

- ・ 事業実施市町 1町（平成29年度末現在）

浄化槽の適正な維持管理に関する指導

浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施、浄化槽保守点検業者による定期的な保守点検、（一財）長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等、「浄化槽法」に基づき浄化槽の適正な運用を指導し、生活環境や海、川などの水質環境の保全に努めています。

(5) 工場・事業場の監視状況 【地域環境課】

水質汚濁防止法及び長崎県未来環境条例に基づき、工場・事業場に立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、排水基準に違反し又は違反するおそれのある事業場については、改善の指導や勧告、さらには改善命令等の行政措置を行っています。平成29年度は立入検査を1,725件実施しました。そのうち634件で排水基準の遵守状況を確認したところ24件の違反があり、改善の指導や勧告を行いました。

課題

- 污水处理施設の整備は全国と比較すると遅れており、水環境保全のためにも整備を進める必要がありますが、未実施の所は離島地域や半島地域で財政力の弱い市町が多く、なかなか整備速度が上がらない状況です。
- 生活排水の処理率を高めるためには、地域住民の生活排水対策への理解と協力のもと、下水道や農業・漁業集落排水処理施設、浄化槽等の一層の普及促進が重要です。
- 大村湾や諫早湾干拓調整池などの閉鎖性水域周辺を中心に污水处理施設の整備が進んでいます。今後は、離島地域を含めた県下全域での整備を進めていく必要があります。
- 法や条例で規定されている排水基準等の遵守が徹底されるよう、工場・事業場に対する効率的で効果的な監視の実施が必要です。

2-4-2-3 土壌・地盤環境の保全

現状・施策

(1) 土壌汚染の現状 【地域環境課】

現在、大規模な土壌汚染は発生していませんが、これまで昭和40年代後半に対馬市佐須地区で農地汚染が確認され、その後、土地改良が行われました。

(2) 土壌汚染の実態把握・研究調査 【地域環境課】

地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努めるとともに、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を行っています。

(3) 土壌汚染対策法への対応 【地域環境課】

土地所有者の土壌調査で指定基準を超える有害物質が検出された場合は、県知事（長崎市長、佐世保市長）は、その土地に関して区域を指定し、汚染土壌の除去等の措置を講じることを指示するなど、汚染の拡大防止を図っています。平成29年度は佐世保市が、形質変更時要届出区域1件の指定を行いました。

(4) 農業生産と環境対策 【農業経営課】

環境保全型農業の推進

農業は食料の供給の機能のほか、国土の保全や環境の保全といった多面的機能を有しています。農業の持続的な発展のためには、農業の自然循環機能の維持増進が重要で、農業生産の全体の在り方を環境保全に貢献する営みに転換していくことが必要です。

本県では、現行農業技術を評価した上で、有機質資源の有効利用による土づくりを基本とし、化学肥料・農薬の適正使用により、土壌、地下水等の自然・農業生産環境の保全を推進してきました。

農業生産工程管理（GAP）の推進

環境保全、食品安全、農作業安全を図るために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組であるGAPを推進しました。さらに国際水準GAPの指導ができるGAP指導員の養成を図りました。

・平成29年度実績 GAP指導員の養成：21名

（5）地盤環境の保全 【地域環境課】

諫早市の沖積層からなる地域では、過去に地下水の過剰な汲み上げにより地盤沈下が発生した地区がみられます。現在、地盤沈下の進行は緩和傾向にありますが、地下水位の動向には注意が必要です。

課題

- 一定規模以上の土地の形質変更を行う際の事前届出や、汚染土壌を拡散させないことで健康リスクを低減させるといった、土壌汚染対策法の制度及び趣旨の周知を一層図る必要があります。
- 県内の一部の地域でテトラクロロエチレン等有機塩素化合物や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の地下水汚染が確認されています。
- 本県では平成12年4月に「持続農業法」に基づいて「長崎県持続性の高い農業生産の導入に関する指針」を策定しました。持続性の高い農業生産方式(土作り、化学肥料低減技術及び化学農薬低減技術を一体的に行う)の導入をする農業者を、「持続農業法」に基づきエコファーマーとして認定を推進します。
- GAPの取組を指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2-4-2-4 健全な水循環の確保

現状・施策

（1）雨水・再生水の利用 【水環境対策課】

水の循環利用とは、雨水や再生水を、トイレ洗浄水、樹木への散水等の雑用水に有効活用することを行います。

県では、雨水、再生水の利用促進について、調査や情報収集を行うとともに、ホームページなどにより、啓発に努めています。

（2）水源地域整備 【森林整備室】

水資源に乏しい本県において、県土の60%を占める森林は良質な水の供給源であり、水を育む緑のダムとして重要です。

水資源確保上重要な水源森林については整備を促進し、森林の持つ水源かん養機能の持続的発揮及び良好な森林水環境の形成を図ります。

・平成29年度奥地保安林保全緊急対策事業実施 1か所

（3）環境保全林緊急整備 【森林整備室】

市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森、保安林等のうち、荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進しました。

・平成29年度環境保全林緊急整備事業実施 29ha

課題

- 雨水・再生水の利用促進が図られるよう、啓発を継続していく必要があります。
- 森林の持つ水源かん養機能を持続的に発揮させるため、継続的に森林整備を推進する必要があります。

2-4-3 環境保健の推進

2-4-3-1 環境放射線の監視

現状・施策

（1）環境放射線の現状・対策について 【地域環境課】

東日本大震災以降、放射線の監視に対する県民の関心は高まっています。特に本県は原子力発電

所が立地する佐賀県の隣接県であり、モニタリングを確実に行う必要があることから、玄海原子力発電所から30km圏内（UPZ圏内）に10か所、及び広範囲な地域に5か所のモニタリングポスト（モニタリングステーションを含む）を設置し空間放射線量率の常時監視を行っています。

この監視結果については、県民の不安解消につながるよう、ホームページを活用しリアルタイムで情報提供を行っています。

なお、モニタリングポスト等を補完するため、UPZ圏内に電子線量計を15か所設置するとともに、平成29年度には大気モニタを5か所設置し、原子力緊急時の監視ができるように備えています。

この他、土壌、降下物、農産物及び海産物等の環境試料を採取し、試料に含まれる放射能の測定を行っています。また、「緊急時モニタリング計画」を策定し、原子力災害などの緊急時に備えています。

課題

- 環境への影響を評価するため、原子力緊急時に備えた平常時の環境放射線を監視することが重要です。また、原子力緊急時に迅速かつ的確に対応するため、日頃から緊急時モニタリング実施体制の充実・強化及び放射線モニタリング要員の能力の向上が必要です。

2-4-3-2 有害物質に対する健康対策の推進

現状・施策

(1) 有害大気汚染物質調査（再掲） 【地域環境課】

大気汚染防止法に基づき、21の有害大気汚染物質について6地点で調査を実施しました。その結果、環境基準が定められている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）は環境基準を下回り、健康リスクの低減を図るための指針値が設定されている9物質は指針値以下、環境基準等が設定されていない8物質は平成28年度の全国調査結果の平均値と比較して同等若しくはそれ以下でした。

(2) 大気汚染緊急時対策（再掲） 【地域環境課】

PM_{2.5}や光化学オキシダントについては、健康に影響が及ぶ可能性がある場合は住民等に向けて注意喚起等を行っています。平成29年度は光化学オキシダントの注意報発令はありませんでしたが、PM_{2.5}の注意喚起を、吉岐地区において平成30年3月25日に1回行いました。

また、松浦市には2電力企業の大型の石炭火力発電所が稼働しており、県北地域では、環境保全協定に基づく発令濃度ランクを定める等、更に詳細な緊急時対応を整えています。

(3) PM_{2.5}健康影響の解析 【環境政策課】

環境保健研究センターで実施する経常研究「長崎県における微小粒子状物質（PM_{2.5}）と健康影響に関する研究（平成26～28年度）」において、毎年春期に3ヶ月間の集中観測を実施し、PM_{2.5}構成成分の詳細データを収集しました。併せて、関係医療機関と連携して喘息患者の追跡調査を実施しており、PM_{2.5}による健康影響の統計的な評価を行いました。本研究成果は共同研究機関である長崎大学病院等において情報提供されており、実際に臨床現場で有効活用されています。

(4) アジアの環境問題への貢献プロジェクト（再掲） 【環境政策課】

平成23年9月に長崎県環境部と福建省環境保護庁の間で締結した「環境技術交流に関する協定」に基づき、平成25年度から、環境関係の技術者2人ずつを相互に派遣して、両地域の環境に関する課題やその解決に向けた対応策について情報交換を行っています。平成29年度は環境教育、廃棄物処理、水質・大気モニタリング、生物多様性保全等について交流事業を行いました。

(5) アスベスト対策連絡会議 【地域環境課】

県内のアスベスト問題に関して、適切かつ迅速な対策を実施するため「長崎県アスベスト対策連絡会議」を設置し、アスベストに関する情報の共有、実態把握に努め、施設における除去対策等の取組を推進しています。

(6) 民間建築物の吹付けアスベスト対策 【建築課】

現在、建築物にアスベストの飛散の恐れのある建築材料を使用することは禁止されていますが、過去に建てられた建築物には、吹付け材にアスベストが含まれ、放置しているとアスベストが飛散する恐れのある建築物が存在します。

県民の健康被害の低減を図るため、吹付けアスベストの使用の恐れのある建築物の所有者等に、アスベストによる健康被害等について周知を行っています。また、民間建築物に対するアスベストの含有を確認する成分調査及びアスベスト除去等対策工事費用を市町と連携して助成を行っており、補助制度の活用についても併せて周知を行い、民間建築物の吹付けアスベスト対策を推進しています。（表2-4-1）

表2-4-1 民間建築物の吹付けアスベスト等の除去等件数

年度	除去等対策工事（件）		成分調査（件）	
		うち助成件数		うち助成件数
H29	4	1	14	12

課題

- 建築物の吹付けアスベストの除去等対策工事費用に対し助成していますが、所有者は、なお多額の自己負担が必要です。

2-4-3-3 化学物質等の環境リスク対策の推進

現状・施策

(1) 化学物質の規制の推移 【地域環境課】

化学物質による環境汚染を防止するために、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）により、特定の化学物質に対する環境中への排出規制や化学物質の製造・使用の規制等が行われ対策が進められています。

(2) ダイオキシン類に係る環境の常時監視 【地域環境課】

本県では、平成10年度から平成11年度は大気汚染防止法に基づき大気環境中のダイオキシン類濃度調査を、平成12年度からはダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気環境、公共用水域（水質、底質）、地下水及び土壌についてダイオキシン類の汚染状況調査を実施しています。平成29年度は77地点で調査を行い、全ての地点で環境基準を達成していました。

(3) ダイオキシン類の発生源対策 【地域環境課】

ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類を発生する施設を特定施設として指定し、排出規制を行っています。ダイオキシン類の発生源対策としては、主な発生源である廃棄物焼却炉を中心に排出ガスや排出水中のダイオキシン類濃度の検査を実施するとともに、設置者から報告があった年1回以上の自主検査の結果を公表しています。平成29年度は立入検査を実施した7施設の全て、また、設置者による自主検査では、大気基準適用施設77施設の全て、水質基準適用施設は5施設の全てにおいて排出基準に適合していました。

(4) PRTR法による適正管理 【地域環境課】

工場・事業場が取扱う（製造や廃棄処分を含む。）化学物質を自ら適正に管理し、その取扱い状況について県を通じて国に報告することにより、環境への排出について把握し抑制することを主な目的としています。PRTR法による主な届出事業者は、ガソリンスタンド、一般廃棄物処理施設、下水道事業者などで、平成29年度は356件の届出がありました。

(5) PCB廃棄物対策（再掲） 【廃棄物対策課】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、高濃度PCB廃棄物のうちトランス・コンデンサ類の処理期限が平成30年度末までとなっていることから、掘り起こし調査のフォロー調査を実施し、保管事業者等に対し指導・助言を行いました。

今後も「長崎県PCB廃棄物処理計画」に基づき期限内の適正処理を推進します。

表2-4-2 高濃度PCB廃棄物（トランス・コンデンサ類等）処理状況（平成30年3月31日現在）

	平成29年度末までの処分実績	平成30年度 処理予定量（契約済）	計
トランス・コンデンサ類	1,996台	91台	2,087台
安定器等・汚染物	787台	105台	892台
	108,523kg	6,187kg	114,710kg

課題

- 化学物質は、多種、多様な形態で使用され、環境中に排出されており、また、非常に微量でも健康や環境に影響する物質があり、環境監視を継続して実施することが大切です。
- 環境中におけるダイオキシン類汚染状況を継続して把握するとともに、環境中へのダイオキシン類の排出量の低減を一層図ることが必要です。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、事業者による自主測定 of 徹底が必要です。
- PCB廃棄物（使用製品含む）の処理期間内の処分を推進するため、当該廃棄物等を保管・所有する事業者の掘り起こし調査を実施する必要があります。

2-4-4 快適で美しいまちの保全

2-4-4-1 良好な景観の形成と保全

現状・施策

(1) 無電柱化の推進 【道路維持課】

県が管理する幹線道路等において、無電柱化の整備を行っています。

・平成29年度 一般国道207号他3か所

(2) 都市における自然環境等の保全 【道路維持課】

都市公園の整備

都市公園は、人々にゆとりとやすらぎを与えるとともに緑のオープンスペースとしての整備を進めており、本県の一人あたりの都市公園面積は12.9m²/人（平成28年度末現在）で全国平均（10.3m²/人）を上回っています。

平成29年度は、県立都市公園5公園の整備を行いました。

緑の基本計画

都市緑地法第4条の規定に基づき、都市における緑地の保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するための緑の基本計画は、平成27年度末現在、全国で674市区町村が策定しています。

県内においては、平成29年度末で、長崎市・佐世保市・諫早市・大村市・雲仙市の5市であるため、他の市町へ策定を指導しています。

県民の緑化意識の高揚

「都市緑化月間」、「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化行事を通じて、緑化思想の普及に努めています。

風致地区

風致地区は、都市における自然的景観を主体とする良好な都市景観を維持するため、市街地の自然景勝地、市街地周辺の丘陵地、景観の優れた水辺地、歴史的意義を有する地域、緑豊かな低密度住宅地等を指定するもので、条例により建築等の行為に一定の制限を設け、良好な都市景観を維持しています。

平成29年度末現在、県内には7市において、41か所約5,350.5haが指定されています。

(3) 花のある街かどづくり 【自然環境課】

美しい長崎県づくりを推進するために、長崎市の道路沿線に整備した緑地の維持管理を行っています。
・長崎市赤迫 緑地面積：1,464m²

(4) 県民の参加と協力によるまちづくり 【都市政策課】

良好な都市環境の形成には、都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう、都市計画提案、公聴会・説明会の開催、都市計画案の縦覧、意見書の提出等の手続きが制度化されており、住民との相互協力によるまちづくりが進められるよう努めています。

(5) ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定 【廃棄物対策課】

文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、長崎県未来環境条例に基づき、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」を指定し、県民や事業者へ環境美化の取組を呼びかけています。

(6) 屋外広告物に関する適正な規制誘導 【都市政策課】

屋外広告物には、はり紙や立看板といった簡易なものから広告板や広告塔に至るまで多彩な形態のものが、社会への情報発信源として、また市街地における賑わいの一要素として重要な役割を担っています。一方で、はり紙や立看板などといった簡易な違法広告物の氾濫や広告物の無秩序な掲出により街の景観が阻害される状態も顕在しています。本県では広告物に対し様々な規制・誘導を行うとともに、屋外広告物適正化旬間にあわせ、周知・啓発のため「ながさきサインフォーラム」を開催しています。

(7) 空き家対策 【住宅課】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく実態調査や対策計画の策定、除却支援、特定空家への行政指導や、空き家の活用による交流拠点整備等を行う市町に対し、必要となる技術的な助言や情報提供を行い、連携して空き家対策を行っています。

(8) 河川愛護運動の支援 【河川課】

県管理の河川において、河川愛護団体の登録やアダプト制度の推進により、ボランティア活動による清掃美化活動を行っている団体に対して、市町と共に支援し、美しい県土づくりを推進しています。

平成29年度は延べ48,739人が、県管理の公共施設（道路、河川、海岸、港湾等）において清掃美化活動を行いました。

課題

- 都市公園の整備により都市環境の向上が図られていますが、欧米諸国の主要都市と比較すると低水準であり、今後も整備充実が必要です。
- 快適な都市環境の形成を図るために、「緑の基本計画」の策定が必要です。

- 今後も、屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき、「良好な景観形成及び風致の維持」、「公衆への危害の防止」の観点から適正な指導・監督誘導を行います。また、屋外広告物に関する地域住民の方々への啓発にも努めていきます。

2-4-4-2 歴史的環境の保全

現状・施策

(1) 美しい景観形成の推進 【都市政策課】

平成23年度に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき、景観法も活用しながら、県内各地域の自然や歴史、文化、産業などを活かした個性的で魅力ある景観形成を推進し、県民が誇りと愛着を持つことができ、多くの観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

制度名	制度の概要	平成29年度の成果
まちづくり景観資産登録制度	個性的で魅力ある景観を形成しているまちなみや建造物、樹木などを登録し、その内容を広く周知するほか、登録した建造物や樹木の所有者による保全・修景行為を、市町と共同で支援する。	■景観資産の登録／建造物等7件 ■保全事業費の補助／3件
美しい景観形成アドバイザー制度	上記に掲げる場合を始め、住民や市町が良好な景観形成を目指した計画づくりや施設整備を行う場合に、あらかじめ登録した関係分野の専門家を派遣し、必要な助言を行う。	■アドバイザーの登録／32人 ■アドバイザーの派遣／延べ28回

(2) 文化財の保護 【学芸文化課】

将来の文化の向上発展の基礎となる貴重な財産である指定文化財等について、保護・保存に影響を与えるような行為について制限を行い、定期巡視等も実施するなど保護に努めています。

なお、平成30年4月1日現在、県内の国、県指定文化財等（有形文化財（建造物のみ）・史跡・名勝・天然記念物・重要伝統的建造物群保存地区）は表2-4-3のとおりです。

表2-4-3 指定文化財の指定状況（平成30年4月1日）

	有形文化財 (建造物)	史 跡	名 勝	天 然 記念物	重要伝統的 建造物群 保存地区	重要文化的 景観	合 計
国	36件 (国宝・重要文化財)	32件 (特別史跡を含む)	7件 (特別名勝を含む)	35件	4件	7件	121件
県	31件	93件	1件	105件	-	-	230件
合計	67件	125件	8件	140件	4件	7件	351件

(3) 文化財調査管理 【学芸文化課】

所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費について、平成29年度は41件の補助を行いました。

また、長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を実施し、所有者に対し文化財保護に関する指導・助言を行いました。

(4) 文化財を守り、継承していく機運の醸成 【学芸文化課】

県民が文化財を守り、継承していく機運を醸成するため、地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」、「発掘調査説明会」等の事業を行いました。

課題

- 美しい景観形成に当たっては、行政だけでなく住民の積極的な関与が不可欠であるため、啓発行事やワークショップを開催するなど、一人でも多くの住民に参加してもらえるような取組や段階的な景観教育が必要です。

第5章 環境保全のための共通的取組

2-5-1 行動と参画・協働の推進

2-5-1-1 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進

現状・施策

(1) 総合的な学習の時間を中心とした体験的・実践的な環境教育の推進 【義務教育課、高校教育課】

「総合的な学習の時間」において環境教育に取り組んでいる学校が、平成29年度は小学校287校（87.2%）、中学校88校（50.0%）、高等学校10校（14.9%）ありました。

また、県内すべての公立小・中・高等学校では、関連する教科等（社会科、理科、生活科、技術・家庭科、家庭科、保健体育科、特別活動）で環境教育に取り組んでいます。

(2) 環境教育・環境学習等の推進状況 【環境政策課】

こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、環境省の呼びかけで平成7年度からはじまった、幼児から高校生までが地域で自主的に環境保全や環境学習に取り組む全国的な活動です。

こどもエコクラブ活動が幅広く豊かに行われるように、環境学習用資材の貸し出し等により活動を支援します。

平成29年度は19クラブ（745人）が登録されています。

環境副読本の県ウェブサイトへの掲載

中学校における環境教育の学習参考資料として「私たちのくらしと環境」を県ウェブサイトに掲載しています。

(3) 環境アドバイザーの派遣 【環境政策課】

公民館、学校などが開催する研修会等に、有識者・実践活動家などを講師として派遣しています。

平成29年度は、生ごみリサイクル、地球温暖化、水生生物調査、星空観察など多岐にわたるテーマの研修会等に72回の講師派遣（受講者数：3,471人）を行いました。

(4) ガイド養成講座 【自然環境課】

島原半島ジオパークモニターツアー

外国からの留学生を対象とした島原半島ジオパークモニターツアーを、島原半島ジオパーク協議会認定ジオパークガイドの解説により2回実施し、SNSによる情報発信とガイドのスキル向上を図りました。

(5) 愛鳥週間 【自然環境課】

県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために、愛鳥週間用ポスターコンクール等を実施しました。

(6) 森林づくり活動の普及・啓発 【林政課】

緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ることで緑化の普及・啓発を図りました。

また、植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアのイベントの開催や活動の支援により、森林づくり活動の普及・啓発を図りました。

・平成29年度実績 森林ボランティア活動参加者数 4,888人

課題

- 環境教育は県内のすべての小・中・高等学校で実施されていますが、身近な環境問題を取りあげ、地域人材や施設を活用した体験的環境学習を工夫することが課題です。
- 学校、家庭、企業、地域社会における環境保全意識の高揚を図る環境教育・環境学習の推進により、

環境に配慮した行動を自主的に実践できる人づくりが必要です。

2-5-1-2 協働取組の推進

現状・施策

(1) 環境学習総合サイトの運営と情報発信 【環境政策課】

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）によりイベント・活動情報等を配信しました。

(2) 各種団体への支援・連携の強化 【環境政策課】

ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに、長崎県地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置している地球温暖化対策協議会を活用し、活動の連携を図っています。

(3) 環境保全団体・学校・行政間のネットワーク体制の充実 【環境政策課】

環境保全活動や環境教育に取り組んでいる団体・個人や学校、行政関係者等に呼びかけ、地域でESD（持続可能な開発のための教育）や環境保全活動に取り組む団体と学校・行政等の連携・協力に向けた環境教育等ネットワーク会議を開催しました。

・平成29年度実績 県北地区1回、対馬地区1回

(4) 県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動 【環境政策課、廃棄物対策課】

ながさき環境県民会議

平成28年8月に策定した「第2次長崎県ストップ温暖化レインボープラン」、平成29年2月に策定した「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき、県民・事業者・行政が互いに連携し、低炭素で持続可能な循環型社会の構築に向けた、実践的な活動に取り組んでいます。

長崎県保健環境連合会

県は、環境美化団体組織の充実強化と県下各地区での環境保全活動の推進を図るため、各市町の自治会組織等で構成する長崎県保健環境連合会の活動を支援しています。

平成29年度は、循環型社会の形成や地球温暖化対策を推進する活動を支援するための補助金を交付し、市町保健環境連合会において、6月の空きかん等回収キャンペーンへの参加等、ごみの減量化、リサイクルの推進及び環境美化の実践活動を展開しました。

(5) マイバッグキャンペーン 【廃棄物対策課】

毎年10月を買い物袋持参運動の強化月間として、市町、消費者団体、県内小売店舗等と連携したマイバッグキャンペーンを展開しています。県内の一斉行動参加店における平成29年度のマイバッグの持参率は20.4%でした。

(6) 生ごみ減量化リーダーの支援 【廃棄物対策課】

県内49人の生ごみ減量化リーダーの活動を支援するため、地区幹事会及び全体交流会を開催し、事例発表や意見交換を通してネットワークの強化を図りました。

各リーダーがそれぞれの地区の保育園、幼稚園、小中学校、自治会等で生ごみ堆肥化、元気野菜づく

りの実践指導を行っており、平成29年度は、延べ968回の活動実績がありました。

課題

- 豊かで美しい自然を守り、清潔で快適な生活環境を求める意識の高揚とともに、環境保全のために自主的に実践活動に参加しようという意識改革を促し、県民、事業者、行政が役割分担に応じて、より強ちに連携しながら確実に取組を実施していくことが重要です。

2-5-1-3 環境保全のための人材育成

現状・施策

(1) 環境学習総合サイトの運営と情報発信（再掲） 【環境政策課】

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）によりイベント・活動情報等を配信しました。

(2) 環境活動指導者養成講座の開催 【環境政策課】

若い世代の環境活動への取組を促進するため、幼児への環境教育や環境活動を実践する保育園や認定子ども園の先生方を対象とした環境活動指導者養成講座を行い、日常の保育の中に自然体験や環境学習を取り入れるスキルの向上を図りました。

・平成29年度実績 長崎市内1回、参加者数 13名

(3) 環境教育に関する教職員研修の充実 【義務教育課、高校教育課】

県教育センター研修の実施

○環境教育入門研修講座

平成29年度は、小・高・特別支援学校教員等14人が参加し、環境教育に関する知識・技能について研修し、指導力の向上を図るとともに、学校教育の中で実践できる環境教育の在り方を探りました。

全国的な研修の周知

○環境教育リーダー研修基礎講座

幅広い環境教育・環境学習の普及・充実について学ぶために小・中・高等学校教員に全国的な研修を周知しました。

2-5-1-4 拠点としての機能を担う体制の整備

現状・施策

(1) 環境学習総合サイトの運営と情報発信（再掲） 【環境政策課】

身近な環境保全活動等への県民参加のきっかけづくりやネットワークづくりを推進するため、環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」により、県内の環境保全活動情報やイベント情報、人材情報等を発信しました。

また、県内の環境団体や学校、事業者、環境への関心が高い県民等を対象に「ながさきグリーンサポーターズクラブ」への会員登録を推進し、会員による「環境活動eネットながさき」への情報提供を促進するとともに、会員等に対するメールマガジン（月2回発行）によりイベント・活動情報等を配信しました。

(2) 研究所の一般公開 【環境政策課、新産業創造課、漁政課、農政課】

県民の皆様が科学技術にふれあう機会として、平成29年度は下記のとおり一般公開しました。

研究機関	開催日 (来場者数)	主な内容
環境保健研究センター	11月11日 (400名)	・液体窒素を使ったおもしろ実験 ・エコドライブシミュレータを使った運転体験 ・試験管で虹を作ろう ・自然と遊ぼう
工業技術センター	11月11日 (542名)	・体験・実演コーナーで、科学技術や工業技術センターの取組を紹介 ・特徴的な製品や技術を持っている県内企業の展示コーナーを設け、地域の企業を知る場、情報交換の場として活用 ・日本コンピューター化学会 中村 恵子 氏による特別講演「学ぼう！ 遊ぼう!! 周期表」（二ホニウム等元素に関する話）を実施（43名参加）
窯業技術センター	11月23日 (486名)	・体験コーナーでは、食器への絵付けや、石膏を使った干支づくりを実施 ・陶磁器、セラミックスに関連した内容のクイズラリーを実施するとともに、環境関連研究成果の試作品を展示した。 ・「長崎デザインアワード2017」入賞商品を展示・紹介
総合水産試験場	10月22日 (1,072名)	「第15回ながさき水産科学フェア」の開催 ・研究内容の県民への周知等を目的に、隣接する長崎大学、水研機構の研究2機関との共催により、施設・船舶の一般公開や水産に関する各種体験型のイベント等を実施
農林技術開発センター	11月18日 (1,016名)	・センター育成品種（ばれいしょやちゃんぼん（小麦））、イノシシ肉の試食 ・ラベンダーポプリづくり体験、森の工作体験、ミカンの糖度あて

2-5-2 各種施策の基盤となる施策の充実

2-5-2-1 環境配慮の推進

現状・施策

(1) 環境アセスメント審査 【地域環境課】

環境影響評価（環境アセスメント）とは、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業の実施に当たり、事業者自らが事業の実施前に、その事業が環境に与える影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その過程と結果を広く公表し住民や知事などから意見を聴き、これらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

環境影響評価法及び長崎県環境影響評価条例に規定する対象事業のうち、平成29年は風力発電所や道路など4件の事業について環境影響評価の審査を行いました。また、環境アセスメントの要否等を判定する制度を導入するほか判定に必要となる環境情報を県のホームページに掲載し、環境アセスメントの効率化を図っています。

(2) 人と環境にやさしい農業対策 【農業経営課】

農産物の安全性の確保、環境保全等のために農業者の最低限守るべき事柄を示し、農業生産における様々なリスクを低減する取組であるGAPを推進するため、研修会の開催やGAPを推進する指導員の養成等を行いました。（表2-5-1）

また、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・農薬の一体的低減を行う農業者をエコファーマーとして認定し、環境と調和した農業の推進を図りました。（表2-5-2）

表2-5-1 GAP実践集団数（平成30年3月末）

地 域	長崎	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
GAP実践集団数	21	43	44	16	3	4	3	134

表2-5-2 エコファーマー認定者数（平成30年3月末）

地 域	県央	島原	県北	五島	壱岐	対馬	合計
エコファーマー認定者数（人）	646	520	202	54	345	34	1,801

課題

- 環境アセスメントに関する情報を「長崎県環境情報システム」により公開していますが、今後も制度に関する情報提供を継続・充実する必要があります。
- GAPの取組を指導する指導員の養成を図りながらGAPの取組を引き続き推進するとともに、環境に対する意識や環境保全型農業技術の向上を図る必要があります。

2-5-2-2 適正な土地利用の推進

現状・施策

（1）長崎県土地利用基本計画の基本方向に沿った環境に配慮した土地利用の推進 【土地対策室】

土地利用関係各課との調整を図り、長崎県土地利用基本計画の変更を行いました。

（変更内容）

・農業地域 47ha縮小 ・森林地域 9ha縮小

2-5-2-3 調査研究・技術開発の推進、監視観測の充実

現状・施策

（1）調査研究・技術開発の推進 【環境政策課、新産業創造課、漁政課、農政課】

関係部局の連携のもと、環境保健研究センター、工業技術センター、窯業技術センター、総合水産試験場、農林技術開発センターは、多様なニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携による研究を推進します。

表2-5-3 平成29年度に実施した経常研究のテーマ

研究機関	経常研究のテーマ
環境保健研究センター	・微小粒子状物質（PM _{2.5} ）環境基準非達成地点における汚染実態の解明 ・内部生産低減による淡水系閉鎖性水域の水質浄化に関する研究
工業技術センター	・難削性非鉄材料の高効率切削加工技術の開発
窯業技術センター	・機能性素材を活用した水質浄化装置の製品化に関する研究
総合水産試験場	・環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発
農林技術開発センター	・温暖化に対応したカーネーション新品種の育成 ・西南暖地における地球温暖化に対応したジャガイモ選抜技術の開発と耐暑性素材の探索 ・インセクタリアープラントを活用した環境保全型害虫管理技術の開発 ・有機・特別栽培に適した土壌病害等に強いバレイショ品種・系統の育成

（2）自然公園指導員等の資質の向上と確保 【自然環境課】

自然環境行政を推進するために自然公園指導員（45人）、自然環境監視員（32人）、鳥獣保護管理員（52人）を県内に配置しています。

自然公園指導員は、国立公園、国定公園において利用者に対する適正な利用推進のために、植物採取等の監視や山火事防止等の利用マナーの指導や自然解説等を、自然環境監視員は、自然環境の保全や動植物の保護状況等の監視・指導と情報収集等を、鳥獣保護管理員は、鳥獣保護区等の巡視や狩猟者等への指導を実施しています。

課題

- 試験研究課題は環境保全を前提に実施されていますが、特に土壌肥料や病虫害部門では環境に優しい農業技術確立を目指した課題に今後も積極的に取り組みます。
- 産学官共同研究の推進とともに、地域における持続的発展が可能な環境と共生する技術の導入、普及が今後の重要な課題となります。
また、地道ではありますが、従来の監視観測体制の充実強化も必要です。
- 自然公園指導員等は地域の自然環境の知識が豊富な方々が委嘱されていますが、年々高齢化も進んでおり、将来に向け人材の確保が課題です。

2-5-2-4 環境・エネルギー産業の育成

現状・施策

(1) 県内企業に対する事業化支援〔新産業創造課〕

新エネルギー産業等プロジェクト促進事業において、環境関連等に取り組む県内企業に対して、長崎県産業振興財団に配置した専任のプロジェクトマネージャーによる助言・指導、企業や大学等とのマッチング、製品カタログPR、補助金獲得に向けたサポート、展示会への出展等の支援を行いました。

また、県内市町、県内外企業のマッチングの機会として、東京工業大学AESセンターと連携し、講演及び市町の取組を発表するセミナーを開催しました。

2-5-2-5 公害苦情と公害紛争等の適正処理

現状・施策

(1) 公害苦情処理 〔環境政策課、地域環境課〕

県や市町の公害担当部署には、公害紛争処理法第49条第2項に基づく公害苦情相談員や公害苦情担当職員が配置されており、住民等からの公害苦情の受付、処理にあたっています。平成29年度の公害苦情件数は次のとおりです。

公害の種類	典型7公害								その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	小計		
件数	203	134	2	130	7	1	148	625	328	953

(2) 公害紛争処理 〔環境政策課〕

公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図るため、公害紛争処理法に基づき、公害審査委員候補者を委嘱し、あっせん、調停等公害紛争を処理する体制を整えています。

平成29年度は、調停等公害紛争の申請はありませんでした。

課題

- 関係法令で厳正に対処できる場合を除いては、当事者間で納得、理解を得るまでの相談等協議を重ねる必要があり、その解決に時間を要することが多くみられます。